

【概要版】

(案)

第3次鎌ヶ谷市
男女共同参画計画
(かがやきプラン)

令和3年度～令和8年度

令和3年 月

<計画策定の趣旨>

- ・鎌ケ谷市では、男女共同参画社会の形成に関する施策を計画的・体系的に進めるため、平成14年度と平成22年度に男女共同参画に関する計画を策定し、男女共同参画施策を推進してきました。
- ・しかしながら、家庭生活への男性の参加、女性の就労継続・再就職、深刻化するパートナーに対する暴力などの課題が依然として残っています。
- ・性の多様性や男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等新たな課題への対応が必要となっています。
- ・「鎌ケ谷市男女共同参画推進計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）」が令和2年度に終了することを受けて、従来の施策の見直しや国の基本計画等を踏まえて、これらの課題に対応した新しい計画「第3次鎌ケ谷市男女共同参画計画」を策定するものです。

<これまでの成果と課題>

成果

1 鎌ケ谷市の女性管理職比率

- ①市の女性管理職比率は、21.8%（R1）で県内37市中1位となっています。
- ②令和元年度に、市制施行（昭和46年9月）以降はじめて女性職員を部長職に2人（部長相当職を含めると計3人）登用しています。

2 審議会等の女性委員比率

前計画策定時から7.5ポイント改善しています。 22.1%（H21）→29.6%（R1）

3 市の主催事業に伴う一時預かり保育の実施

- ①市の主催事業について、一時預かり保育を原則とするなど、女性や子育て世代が市政等に参画しやすいよう改善しています。
- ②一時預かり保育に係る保険料について、参加者の負担軽減のため、全額市の負担に変更しています。

4 女性のための就労支援

パソコンのスキルを身に付ける就職促進支援事業の実施により、受講者が就職しています。

5 男女共同参画推進センターの設置

男女共同参画に関する図書やミーティングスペースの貸出（無料）など、市民の自主的活動の場としての機能を有しており、このような施設は、県内に13施設（県1、市12）のみとなっています。

6 「女性のための相談」窓口の設置

女性が抱える様々な問題について、女性のカウンセラーによる相談を行い、相談者が自らの問題を解決できるよう支援する窓口を設置しています。

7 中学生対象のデートDV予防セミナーの実施

DV予防啓発の一環として、中学校と連携し、相手を尊重する関係づくりに視点を置いた講座として、中学在学中に必ず1回受講できるようにしています。

課題

1 アンケート結果（市民・事業所・市職員・市教員）等からの主な課題

令和元年度に実施した男女共同参画推進に関するアンケート結果等から、主に6つの課題が浮き彫りとなっており、これらを3つの基本目標に集約し、改善を図っていきます。【P2の[策定の検討過程](#)を参照】

①市民が男女平等と感じる割合が低い（P5）

男女平等について、「社会全体」の分野において「男女平等で格差がない」と感じている方の割合が14.7%、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている方が70%を超えています。

②性別による固定的役割分担意識の解消

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」とする方が50.1%、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする方が35.3%となっており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

③性の多様性への理解

アンケート調査票の性別欄に「男性」・「女性」・「どちらでもない」の項目を設けたところ、回答者1,176人のうち20人が「どちらでもない」を選択しており、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の方への偏見が起きないように取組みが必要となっています。

④政策・方針決定過程への女性参画について目標未達成（P5）

鎌ケ谷市の審議会等における女性委員割合について、令和元年度が29.6%で、国が定める目標値30%を達成していません。

⑤男性の家庭生活への参加

家事、育児や介護などに携わる1日の平均時間について、男性が2時間台であるのに対し、女性が7時間で約5時間の差があり、女性が男性を大きく上回っています。

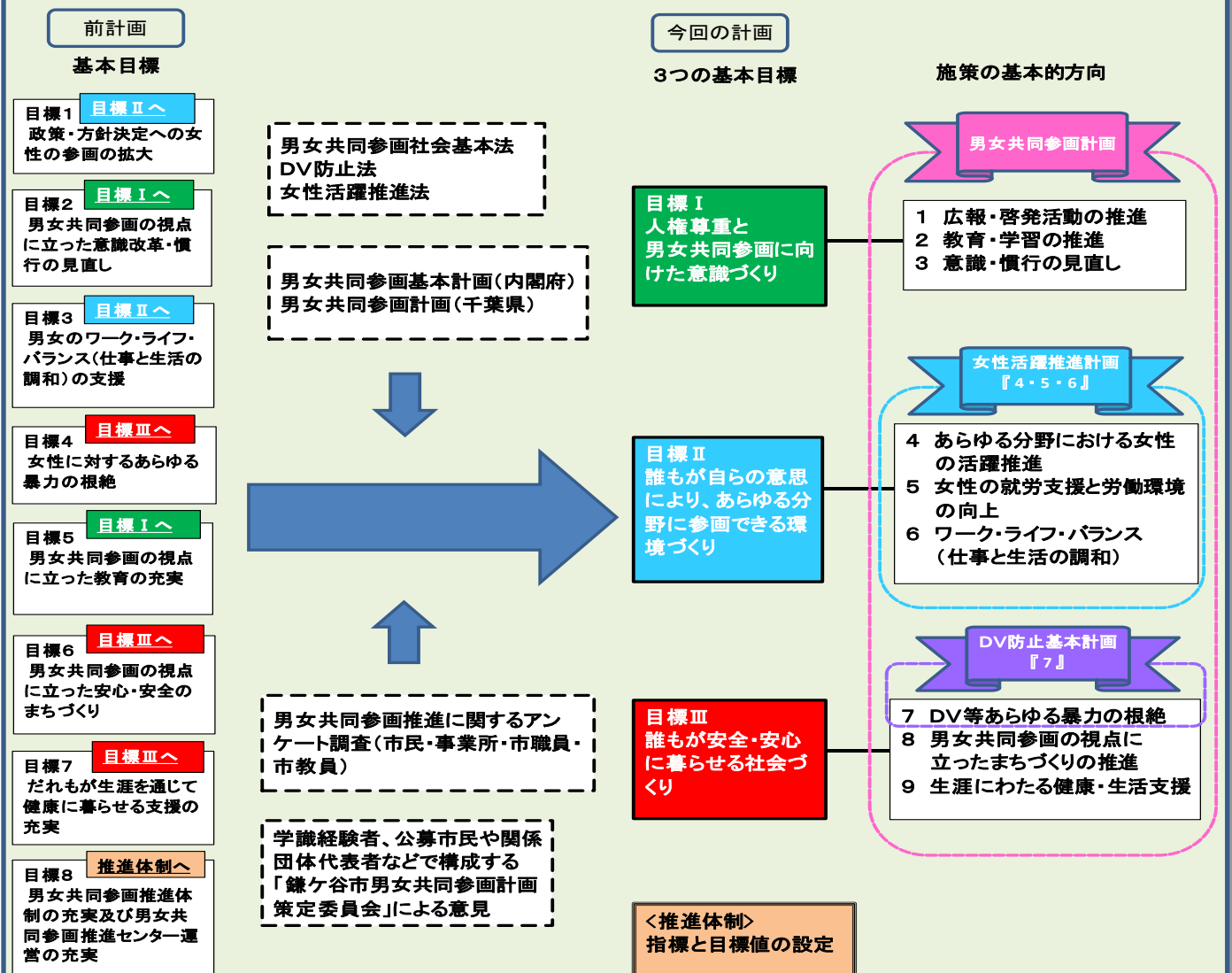
⑥深刻化するDV等への対応（P6）

配偶者等からの被害経験について、「これまでに身体的暴行を受けたことがある」女性の割合は17.9%と、約5人に1人いることがわかります。また、この設問に対する無回答が、70歳以上の女性において31.1%と突出しており、女性がDV被害を訴えにくい状況が考えられます。

2 計画の進行管理

前計画では、8つの基本目標ごとに、男女共同参画に関する市民の意識を問う指標を多く設定していた結果、毎年、指標の進捗状況を把握できないなど、計画全体として評価しづらいといった課題がありました。今回の計画では、国県等の指標を参考に、具体的な指標を設定することで、取組みの成果や進捗状況等を客観的に評価できるよう、9つの施策の基本的方向ごとに、指標と目標値を定め、進行管理していきます。【P7の指標及び目標値一覧を参照】

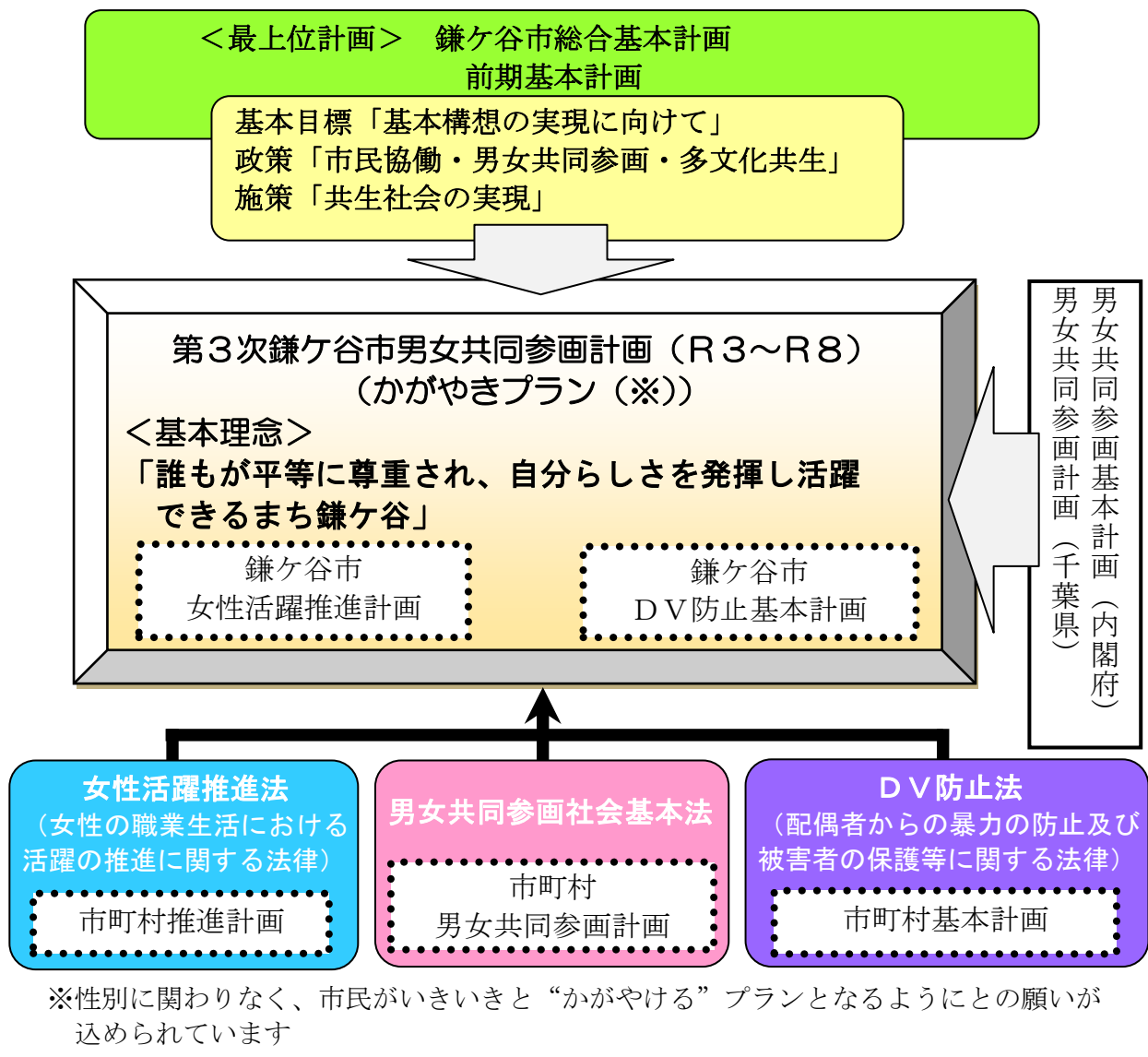
策定の検討過程



<計画の位置付け>

①男女共同参画社会基本法②女性活躍推進法③DV防止法の3つの法律に基づく計画、及び市の最上位計画の個別計画として位置付けています。また、国県の計画と整合を図っています。

<体系図>



<基本理念>

「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ケ谷」

<基本目標>

目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

目標Ⅱ 誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり

目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

<計画の体系>

基本目標

人権尊重と男女共同参画
に向けた意識づくり

誰もが自らの意思により、あらゆる分野
に参画できる環境づくり

誰もが安全・安心に暮らせる
社会づくり

施策の基本的方向

1
広報・啓発活動の推進

2
教育・学習の推進

3
意識・慣行の見直し

4
あらゆる分野における女性の
活躍推進

5
女性の就労支援と労働環境の
向上

6
ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の支援

7
DV等あらゆる暴力の根絶

8
男女共同参画の視点に立った
まちづくりの推進

9
生涯にわたる健康・生活支援

具体的施策

- (1) 人権週間・男女共同参画週間の周知
- (2) 人権・男女共同参画意識醸成に向けた啓発事業の実施
- (3) 人権・男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (4) 男女共同参画関係団体との連携・協働

- (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進
- (2) 生涯学習における男女共同参画の推進
- (3) 職員に対する男女共同参画研修の実施

- (1) 性別役割分担意識の見直し
- (2) 多様性への理解促進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 事業所、農業等における男女共同参画の推進
- (3) 女性のための起業支援

- (1) 女性のエンパワーメントのための学習機会の提供
- (2) 人材育成に関する情報の提供
- (3) 雇用の場における均等な機会の推進
- (4) ハラスメント防止対策の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりの推進
- (2) 家庭生活(家事・育児・介護等)における男女共同参画の推進

鎌ヶ谷市女性活躍推進計画

- (1) 相談体制・啓発活動の推進
- (2) DV・児童虐待関係機関との連携
- (3) DV被害者と子どもの保護及び自立支援
- (4) 性的な暴力防止の啓発

鎌ヶ谷市DV防止基本計画

- (1) 男女共同参画の視点に立った防災対策
- (2) 男女共同参画の視点に立った公共施設の整備

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発
- (2) 性差に配慮した健康支援
- (3) 性差に配慮した高齢者・障がい者への支援

<推進体制>

- 1 計画の着実な推進
 - (1) 目標指標による進行管理
 - (2) 効果検証及び進捗状況の公表
- 2 庁内体制の充実
 - (1) 庁内関係部署との連携
- 3 男女共同参画推進センターの機能充実
 - (1) 男女共同参画関係団体への支援
 - (2) 情報発信力の強化

目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

国が目指す男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とあると定めています。このような男女共同参画社会を形成していくためには、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る取組みが必要不可欠です。

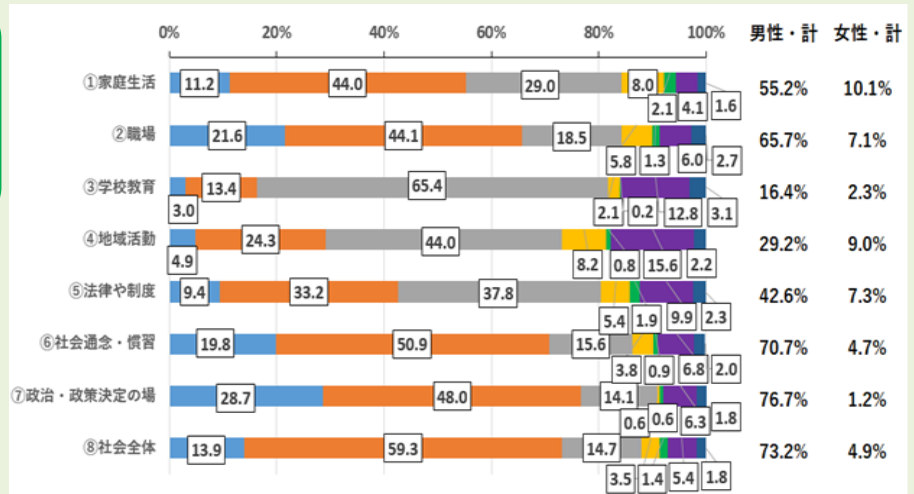
鎌ケ谷市が令和元年度に実施した『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』では、「社会通念・慣習」、「政治や政策決定の場」、「社会全体」の分野における男女平等について、「男性の方が優遇されている」あるいは「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている方（男性・計）が70%を超えています。このような状況を改善していくために、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための広報・啓発活動を積極的に行っていきます。

《男女平等について》

＜施策の基本的方向＞

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 教育・学習の推進
- 3 意識・慣行の見直し

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男女平等で格差がない
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答



目標Ⅱ 誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり

あらゆる分野において、女性はその個性や能力を十分に発揮し参画することは、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、すべての人が暮らしやすい社会の実現につながります。そして、少子高齢化により労働力人口の減少が進む中で、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会への変革が必要であることから、平成27年には女性活躍推進法が施行されました。

男女共同参画社会を実現していくためには、男女がともに責任を分かち合う対等なパートナーとして、政治や行政、企業、団体等あらゆる分野での意思決定や方針決定過程の場に関わり、男女双方の意見が十分に反映されることが重要ですが、そのような場への女性の参画は依然として少ない現状があります。

鎌ケ谷市の審議会等における女性委員割合は、令和元年度が29.6%と前計画策定時（平成21年度）の22.1%から大きく改善していますが、国が目標としている30%を達成していません。

そのため、鎌ケ谷市では、審議会等や管理職において、今後も積極的に女性の登用を推進していくとともに、市内の事業所や関係団体等に対して、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法の目的や必要性が浸透するよう情報提供を行うなど、理解や協力の働きかけを行っていきます。

＜施策の基本的方向＞

- 4 あらゆる分野における女性の活躍推進
- 5 女性の就労支援と労働環境の向上
- 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援

単位 (%)

女性比率	審議会等の	H27	H28	H29	H30	R 1
		鎌ケ谷市	27.5	28.3	28.3	26.5
女性比率	国	36.7	37.1	37.4	37.6	39.6
	千葉県	29.7	29.1	30.5	30.5	30.4
	鎌ケ谷市	24.2	28.0	24.7	21.2	21.8
女性比率	国	8.6	9.4	10.1	10.8	11.6
	千葉県	5.2	5.6	6.3	6.3	7.0
	鎌ケ谷市	13.9	14.7	14.7	14.7	14.7

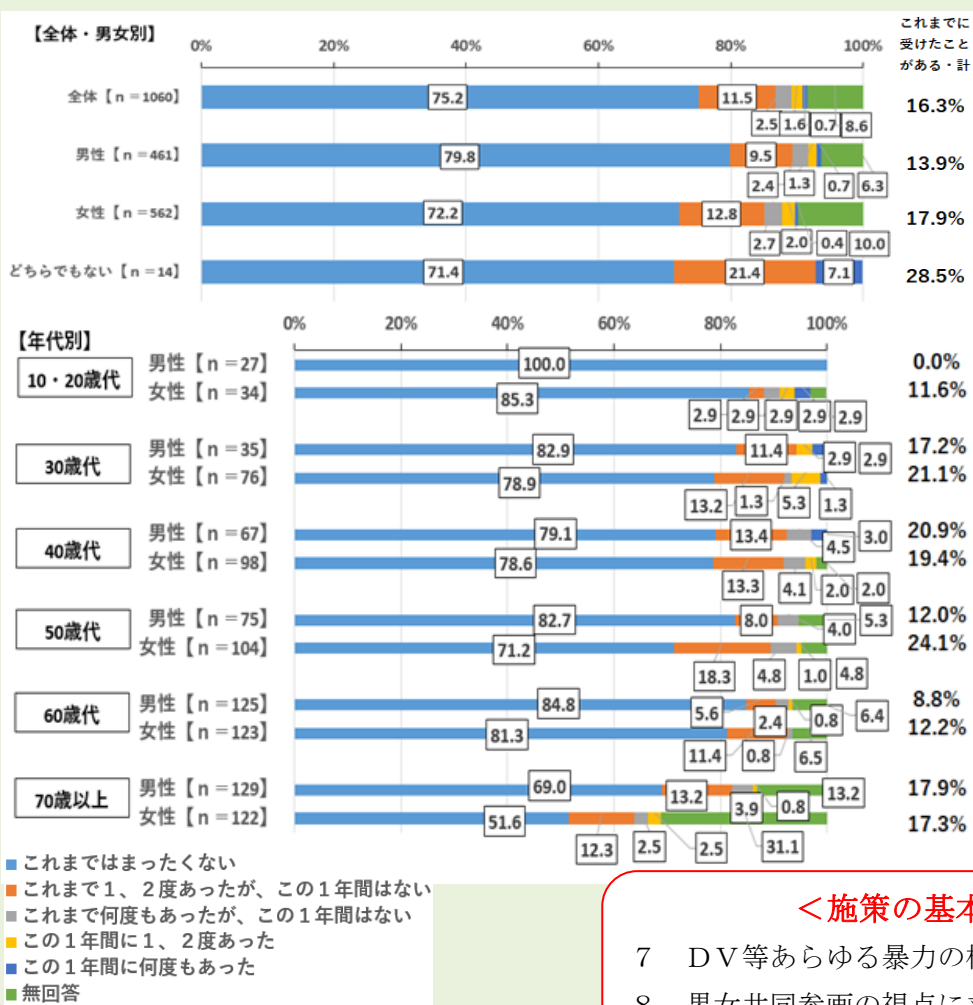
目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が低いことから、被害が潜在し、深刻化しやすい特徴があります。特に、女性に対する暴力は、そのほとんどが女性を対等な存在として認めず、不平等な力関係のもとで起こることにより、被害者から生きる自信や気力を奪っていきます。その根底には、経済的な格差や性別役割分担意識などから生まれる男女間の構造的な問題があります。

平成13年に、DV防止法が施行され、「DV」という言葉は社会にも浸透しつつありますが、その理解はまだ十分とはいええず、近年では、「デートDV」といわれる「恋人間の暴力」が新たな問題となっています。このような現状を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、安全で安心できる生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行うことが必要となっています。

そのため、DV等の防止に向けた啓発活動や相談体制の充実を図るとともに、庁内や関係機関との連携により、被害者の早期発見や適切な対応を行っていきます。

《配偶者等からの被害経験について》



パープルリボン
(女性への暴力の根絶を訴える啓発リボン)

＜施策の基本的方向＞

- 7 DV等あらゆる暴力の根絶
- 8 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
- 9 生涯にわたる健康・生活支援

＜推進体制＞

○効果検証及び進捗状況の公表

計画における前年度の進捗状況について、学識経験者、公募市民や関係団体代表者などで構成する「鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会」を毎年1回開催し、その効果を検証します。

進捗状況について、毎年1回、市ホームページで公表します。

○庁内関係部署との連携

庁内の関係所属長で組織する「鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議」を開催し、計画の進捗状況について、情報の共有化を図るとともに、職員研修等を通じて、職員の意識向上を促進します。また、課題等に対して、横断的な連携を行うなど、庁内体制の充実を図ります。

<指標及び目標値一覧>

基本目標	施策の基本的方向・指標	現状値 (R1)	目標値 (R8)	担当課
目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり	施策の基本的方向 1 広報・啓発活動の推進			
	講座等の年間受講者数	2, 112人	増加	男女共同参画室
	刊行物の発行回数(発行部数)	2回	3回	男女共同参画室
	施策の基本的方向 2 教育・学習の推進			
	市職員における男女共同参画研修の受講者割合	51.6%	60%	男女共同参画室
	施策の基本的方向 3 意識・慣行の見直し			
	男女平等と感じる市民の割合 『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』 (1) 家庭生活 (2) 職場 (3) 学校教育 (4) 地域活動 (5) 法律や制度 (6) 社会通念・慣習 (7) 政治・政策決定の場 (8) 社会全体	(1) 29.0% (2) 18.5% (3) 65.4% (4) 44.0% (5) 37.8% (6) 15.6% (7) 14.1% (8) 14.7%	増加	男女共同参画室
目標Ⅱ 誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり	施策の基本的方向 4 あらゆる分野における女性の活躍推進			
	①審議会等の女性委員比率 ②地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性委員比率	①29.6% ②29.3%	①35% ②35%	①行政室 ②行政室
	市職員の女性管理職比率	21.8%	25%	人事室
	自治会長の女性比率	8.7%	増加	市民活動推進課
	家族経営協定の締結数	24件(累計)	増加	農業振興課
	施策の基本的方向 5 女性の就労支援と労働環境の向上			
	就労支援講座の受講者の就労者数	6人	6人	男女共同参画室
	市職員におけるハラスメント研修の受講者割合	84.4%	87%	人事室
	施策の基本的方向 6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援			
	①保育所等の待機児童数 ②放課後児童クラブの待機児童数	①0人 ②0人	①0人 ②0人	①幼児保育課 ②子ども支援課
	市職員の子育て休暇取得率	72.2%	80%	人事室
	市男性職員の育児休業取得率	4%	15%	人事室
結婚(事実婚含む)している男性の家事や育児や介護などに携わっている1日の平均時間 『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』	2.3時間	増加	男女共同参画室	
目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	施策の基本的方向 7 DV等あらゆる暴力の根絶			
	DV防止に向けた啓発事業の実施回数	7回	9回	男女共同参画室
	デートDV防止セミナー実施校数	1校	2校	男女共同参画室
	施策の基本的方向 8 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進			
	防災会議の女性委員比率	13.8%	増加	安全対策課
	女性消防団員数	9人	11人	警防課
	施策の基本的方向 9 生涯にわたる健康・生活支援			
	乳がん検診精密検査受診率 子宮がん検診精密検査受診率	83.6% 72.3%	84% 75%	健康増進課 健康増進課

第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画(かがやきプラン) 【概要版】
 鎌ヶ谷市 市民生活部 市民活動推進課 男女共同参画室
 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 Tel: 047-445-1277